明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業二）　一
○情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令（経済産業一〇二）　一

〔告　示〕
○サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、プログラム調査簿閲覧規程等を廃止する告示を定める件（経済産業二五七）　一六
○情報処理の促進に関する法律施行規則第三条第二号及び第三十八条第二号の規定に基づき、経済産業大臣が定める基準を定める件（同二五八）
○情報処理技術者試験規則第二条第五項の規定に基づく経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する件（同二五九）
○情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号イの規定に基づき、経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目を定める件（同二六〇）　一七

〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人福祉医療機構平成二十七事業年度財務諸表、企業年金基金設立関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省経済産業省令第二号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一号中「第二十条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二十条第一項第二号」を「第四十三条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第二十条第一項第三号及び第四号」を「第四十三条第一項第三号及び第四号」に改め、同条第四号中「第二十条第一項第五号」を「第四十三条第一項第五号」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「第二十条第二項」を「第四十三条第二項」に、「試験事務」を「事務」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第二十条第一項第九号」を「第四十三条第一項第十号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第二十条第一項第八号」を「第四十三条第一項第九号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第二十条第一項第七号」を「第四十三条第一項第八号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二十条第一項第六号」を「第四十三条第一項第七号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　法第四十三条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項

第十五条中「第四条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十六条中「第二十一条」を「第四十四条」に改める。

第十七条中「第二十一条第三号」を「第四十四条第三号」に、「第二十条第一項第三号及び第四号」を「第四十三条第一項第三号及び第四号」に改める。

第十八条中「第二十三条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

附　則

この省令は、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月二十一日）から施行する。

○経済産業省令第百二号

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条、第九条第二項、第十一条第二項（同法第二十三条第二項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条第四項及び第四十三条第四項の規定に基づき、情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成